

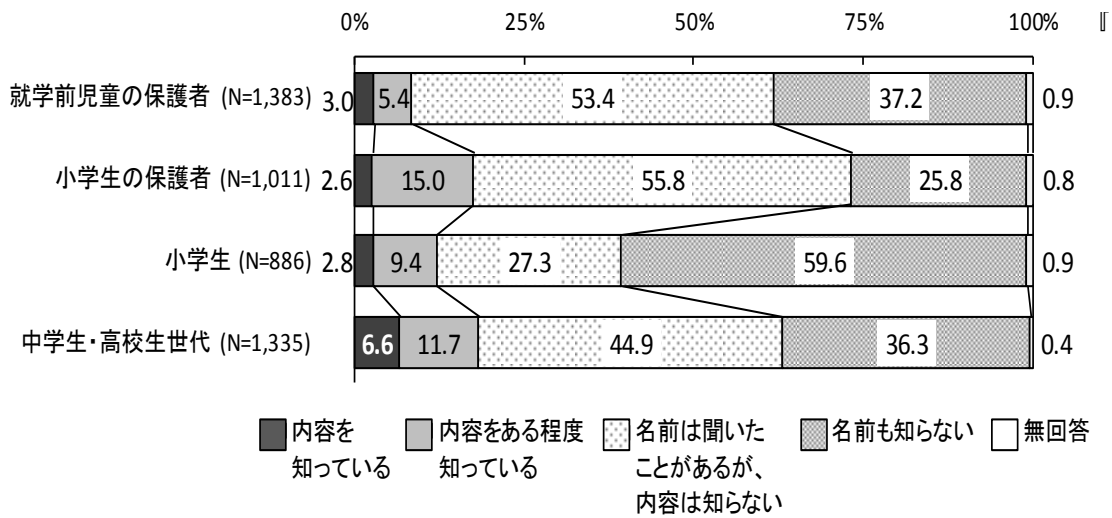
7 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査 報告書」(平成26年3月)から見える実態と課題

\* 表・グラフは何も出典の記述がないものは「子ども・子育て支援に関するニーズ調査 報告書」(平成26年3月)による。

それ以外に「志免町子ども未来プランー子ども・子育て支援事業計画ー [平成27年度～平成31年度]」(平成27年3月 志免町)を出典にしたものはその出典を明記した。

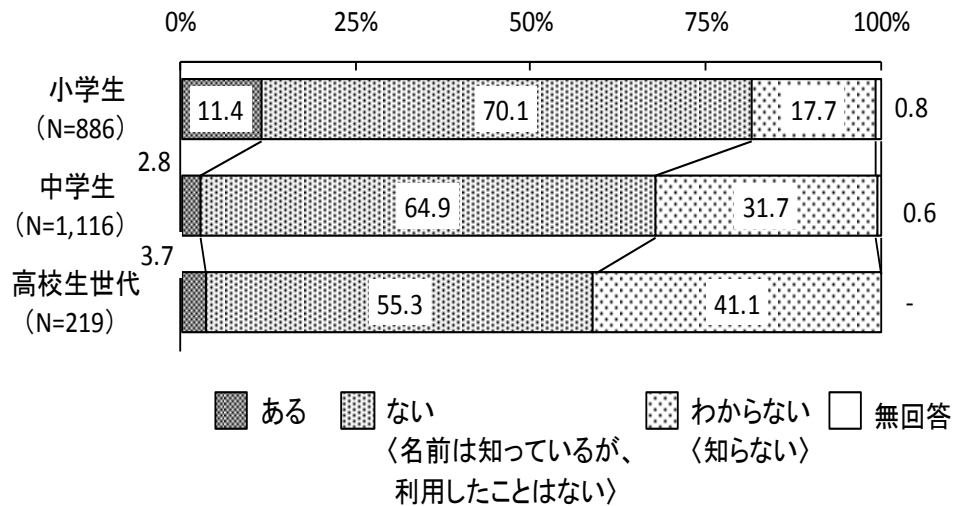
【子ども】

① 「志免町子どもの権利条例」の認知



(「志免町子ども未来プランー子ども・子育て支援事業計画ー [平成27年度～平成31年度]」)

② 志免町子どもの権利相談室 (スキッズ) の利用経験

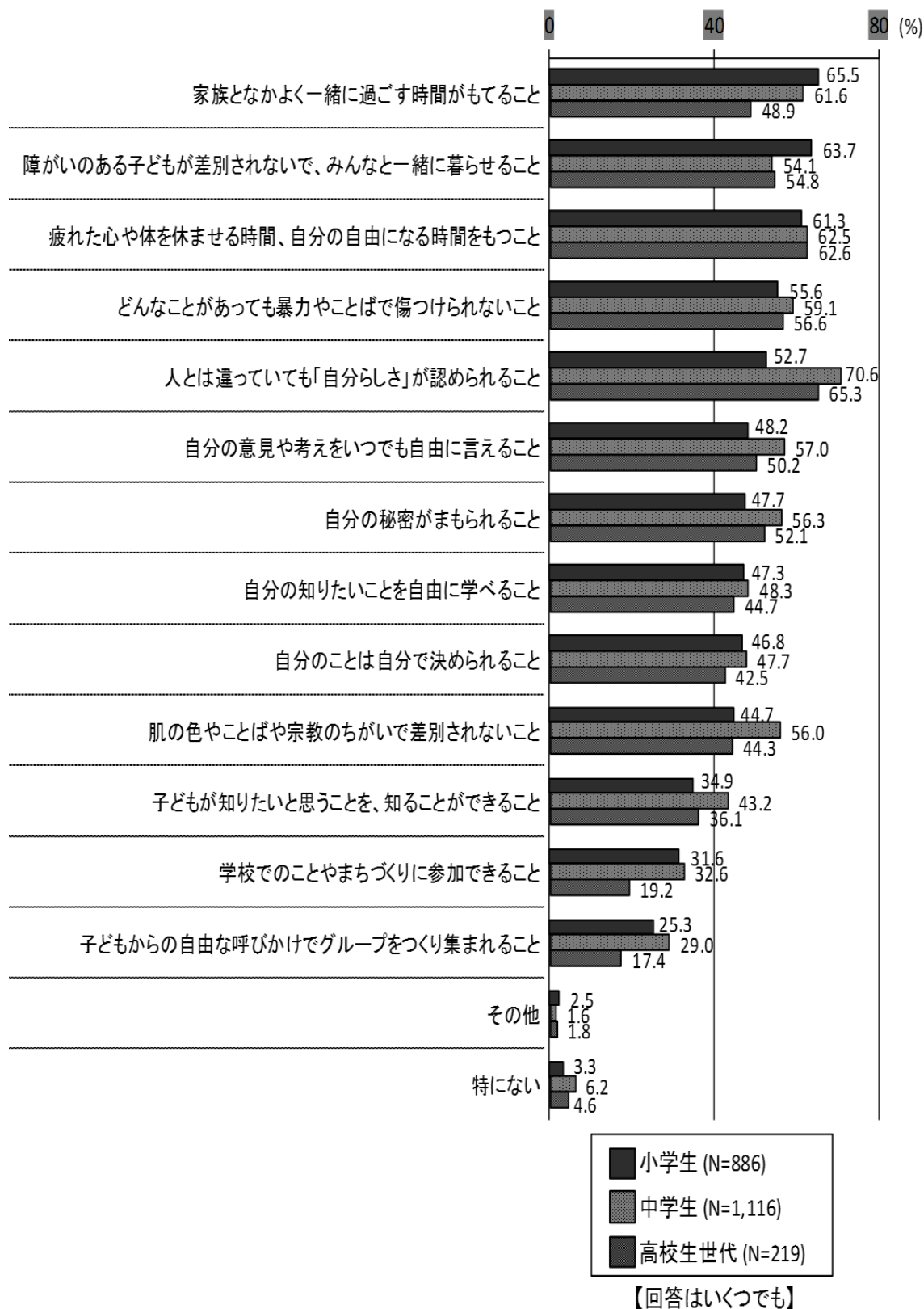


※〈 〉内は中学生、高校生世代の項目

(「志免町子ども未来プランー子ども・子育て支援事業計画ー [平成27年度～平成31年度]」)

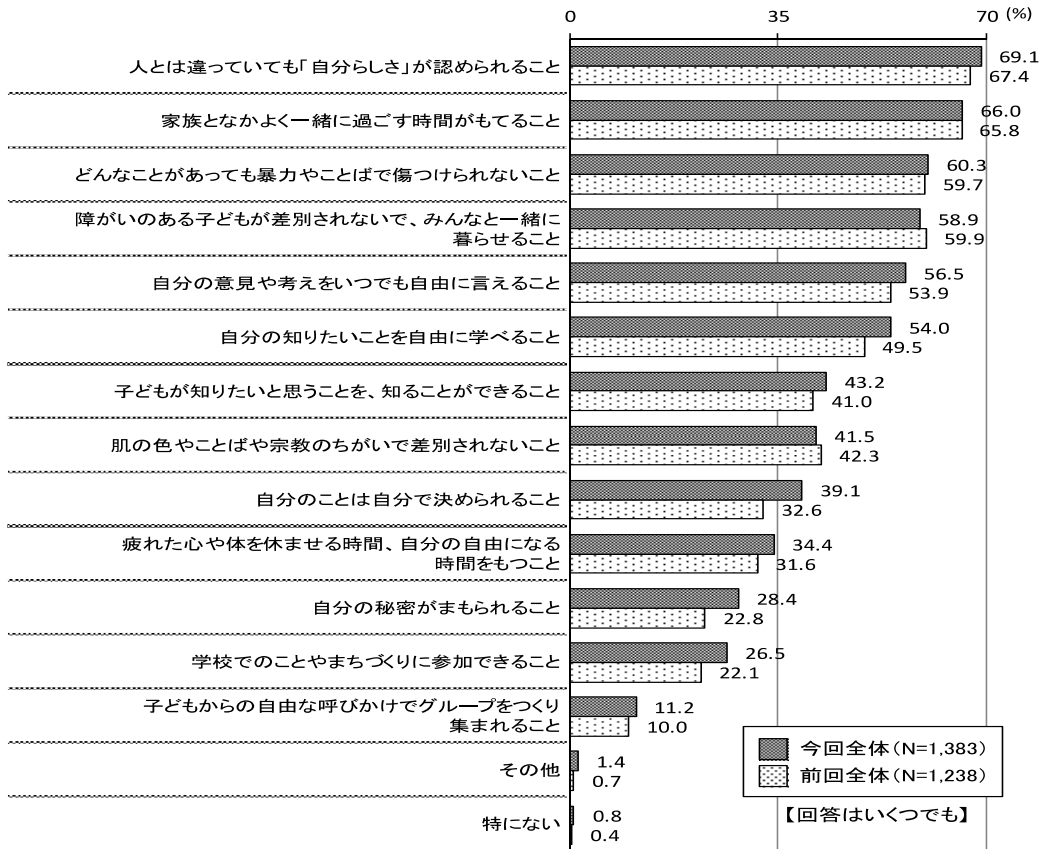
③ 子どもの権利として大切なこと

■ 小学生・中学生・高校生世代

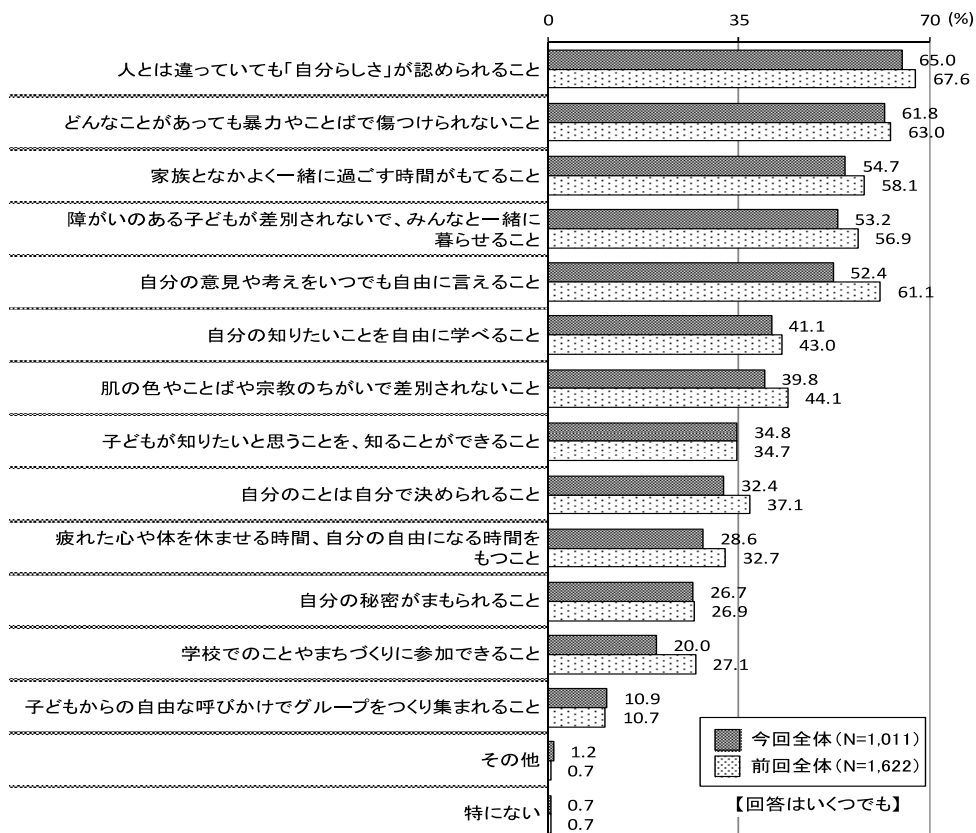


(「志免町子ども未来プランー子ども・子育て支援事業計画ー [平成 27 年度～平成 31 年度]」)

## ■ 就学前児童の保護者

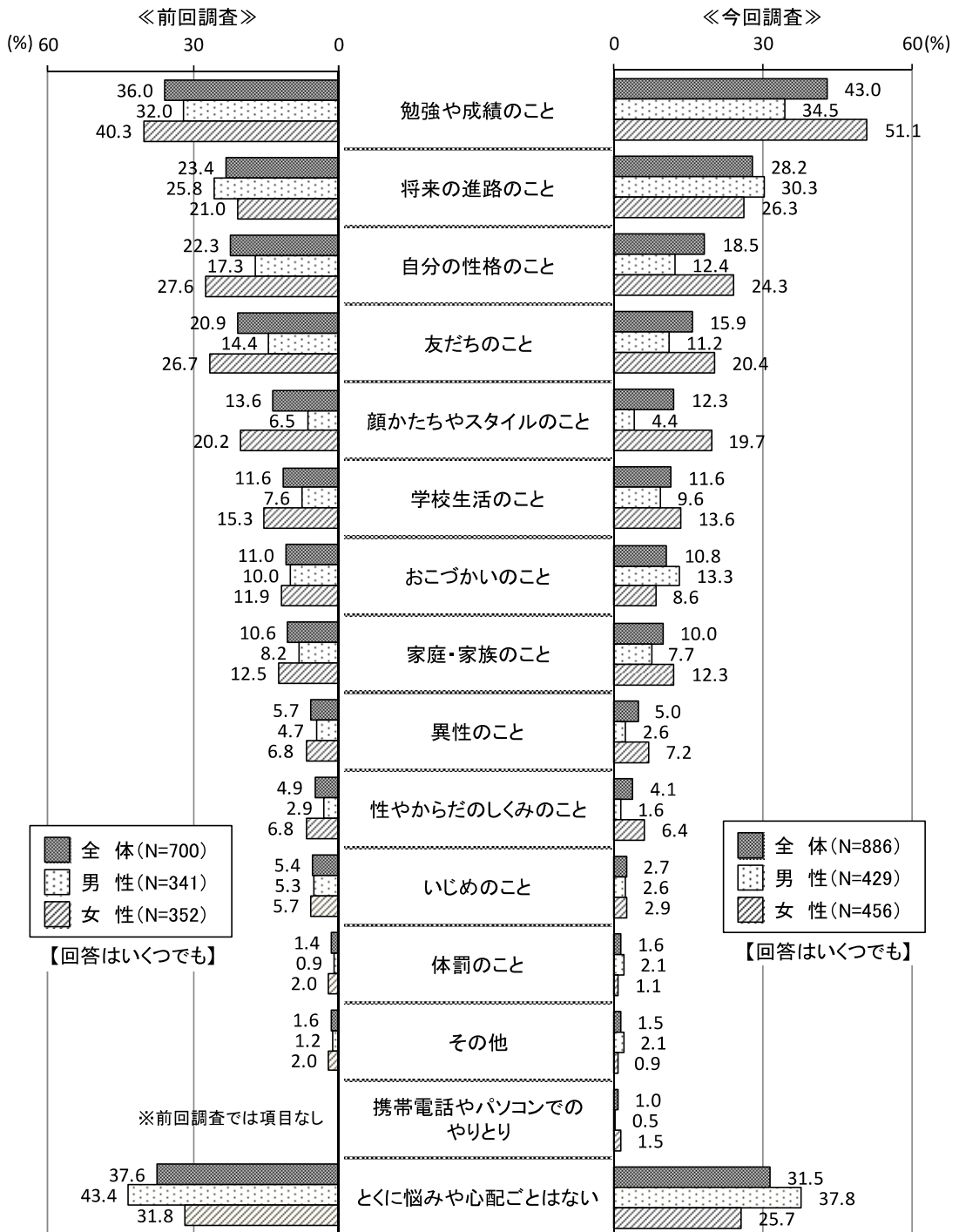


## ■ 小学校児童の保護者

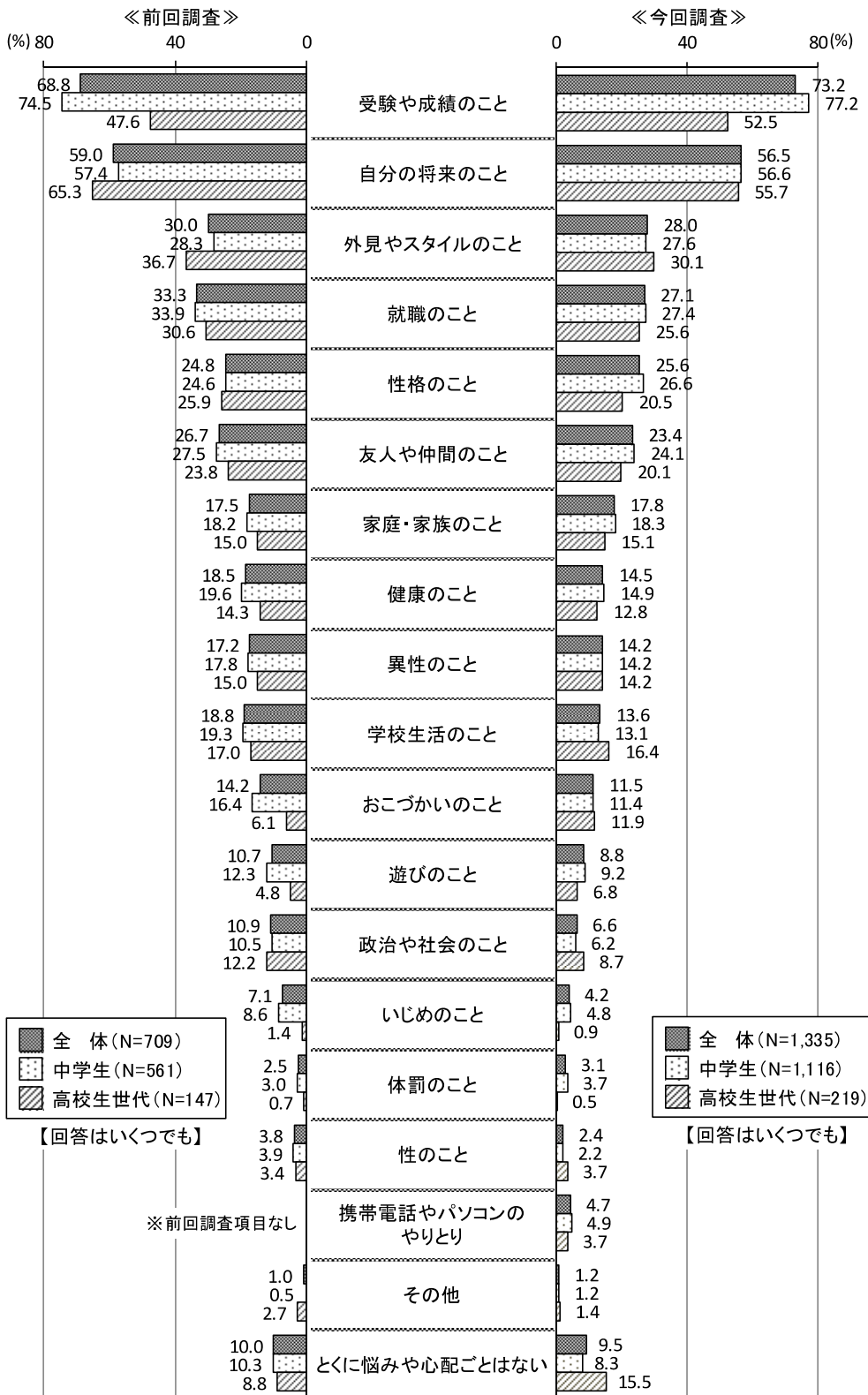


⑤ 現在抱えている悩みや心配ごと

■ 現在抱えている悩みや心配ごと（小学生）

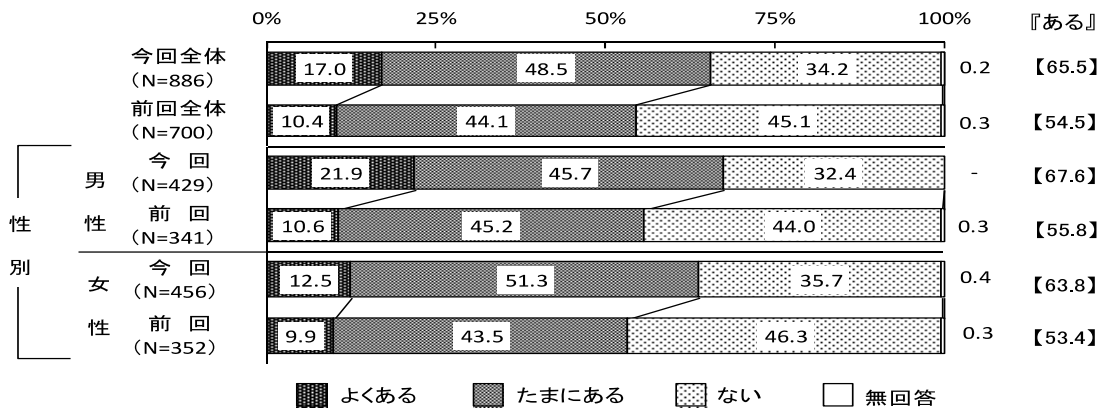


■ 現在抱えている悩みや心配ごと（中学生・高校生世代）

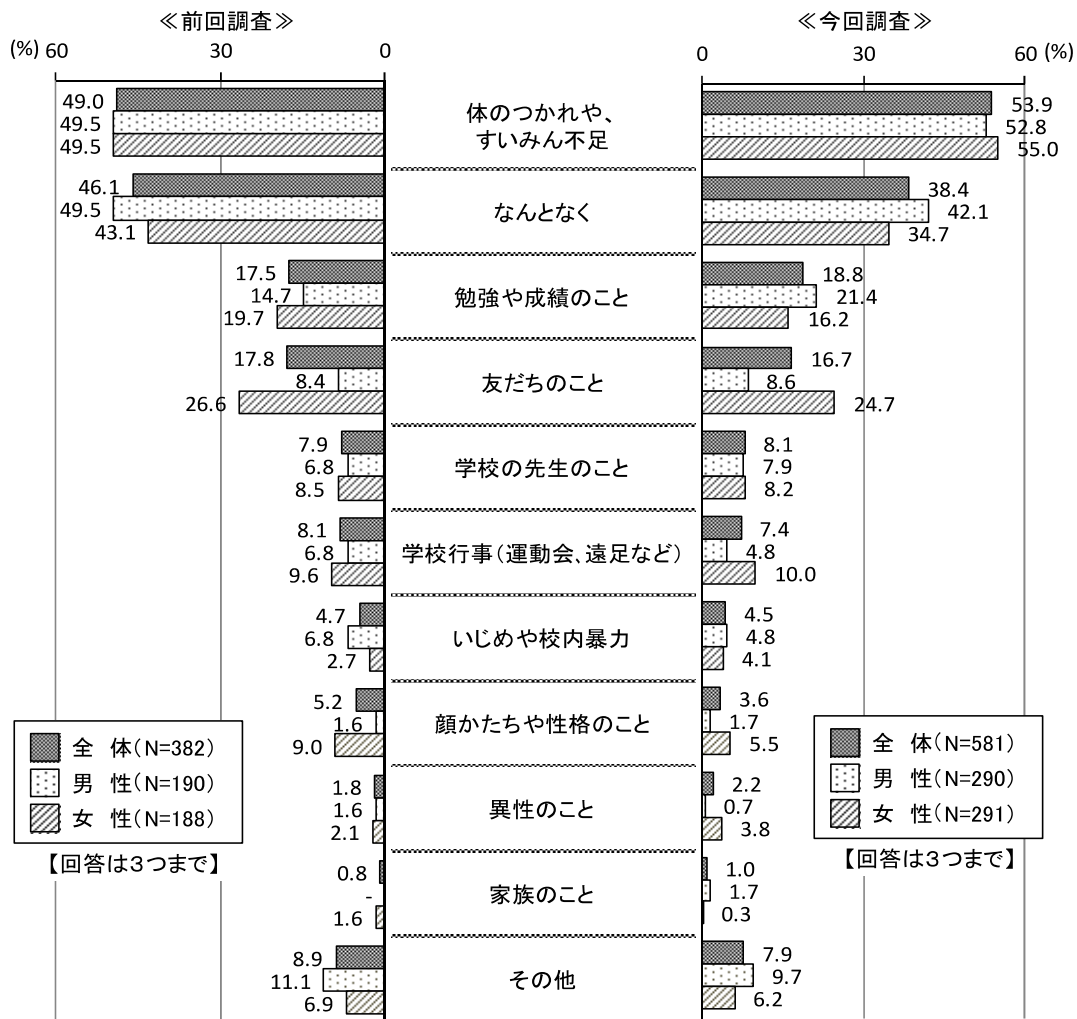


⑥ 不登校といじめ

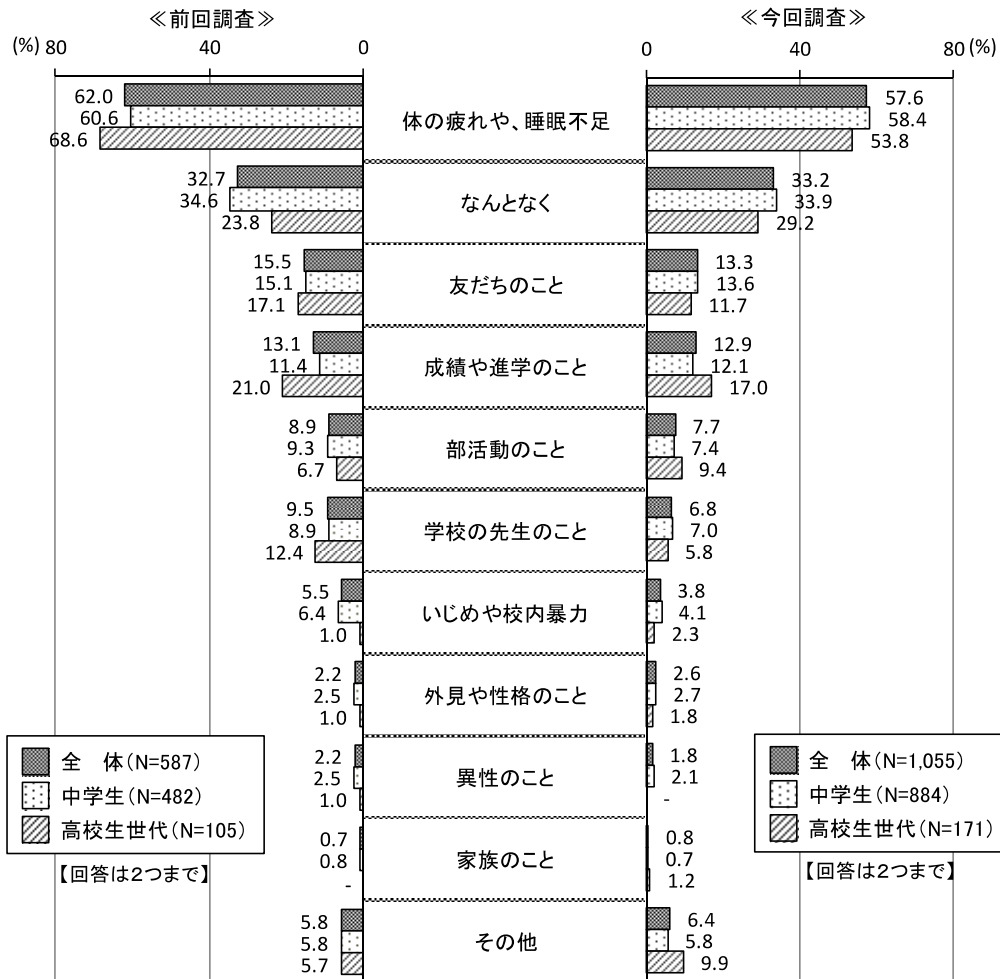
■ 学校へ「行きたくない」と感じたこと（小学生）



■ 学校へ「行きたくない」と感じた理由（小学生）

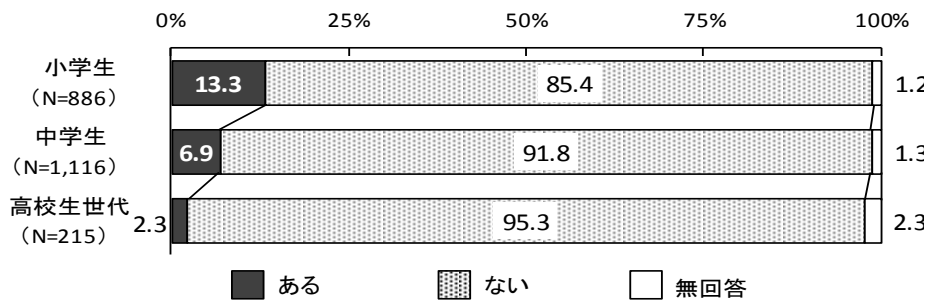


■ 学校へ「行きたくない」と感じた理由（中学生・高校生世代）



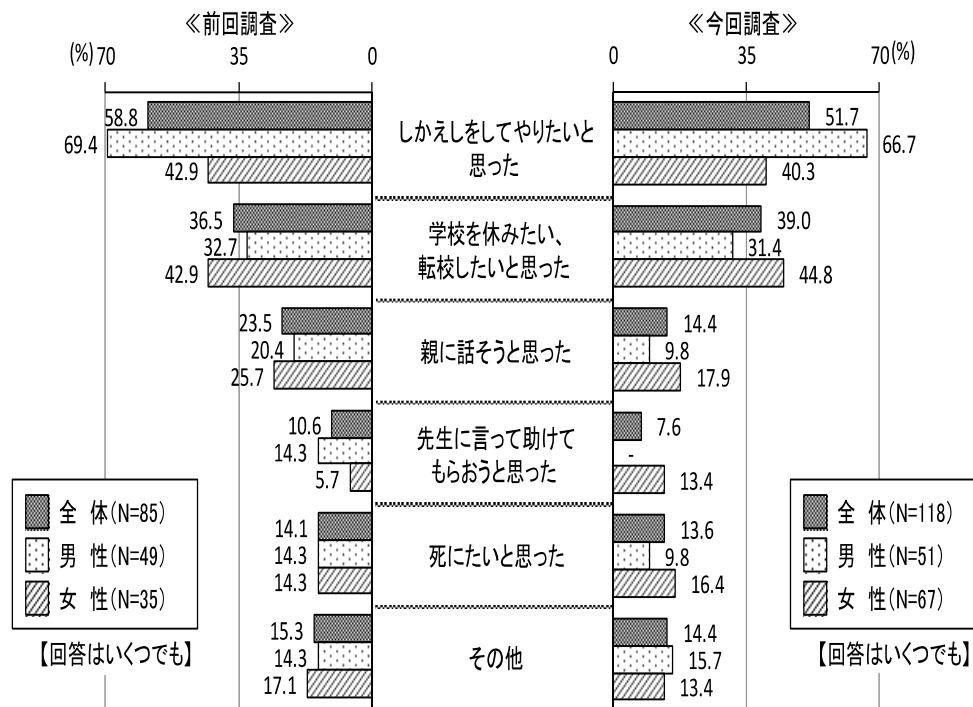
⑦ 仲間はずれやいじめられた時に思ったこと

■ 仲間はずれやいじめられたこと（小学生，中学生・高校生世代）

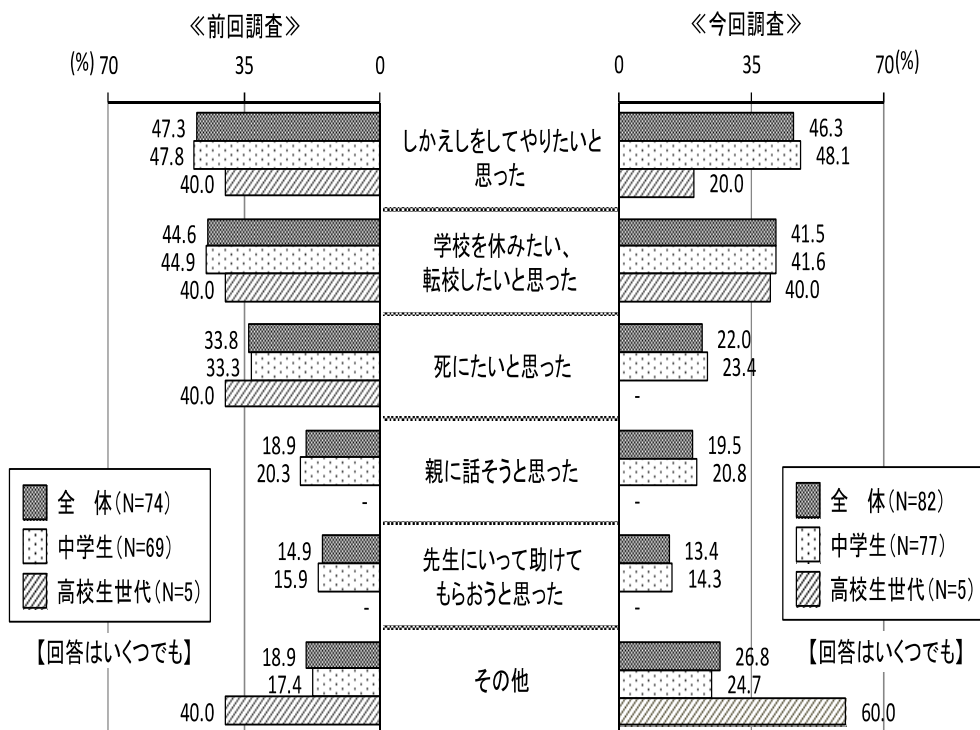


（「志免町子ども未来プランー子ども・子育て支援事業計画ー [平成 27 年度～平成 31 年度]」）

■ 仲間はずれやいじめられたときに思ったこと（小学生）



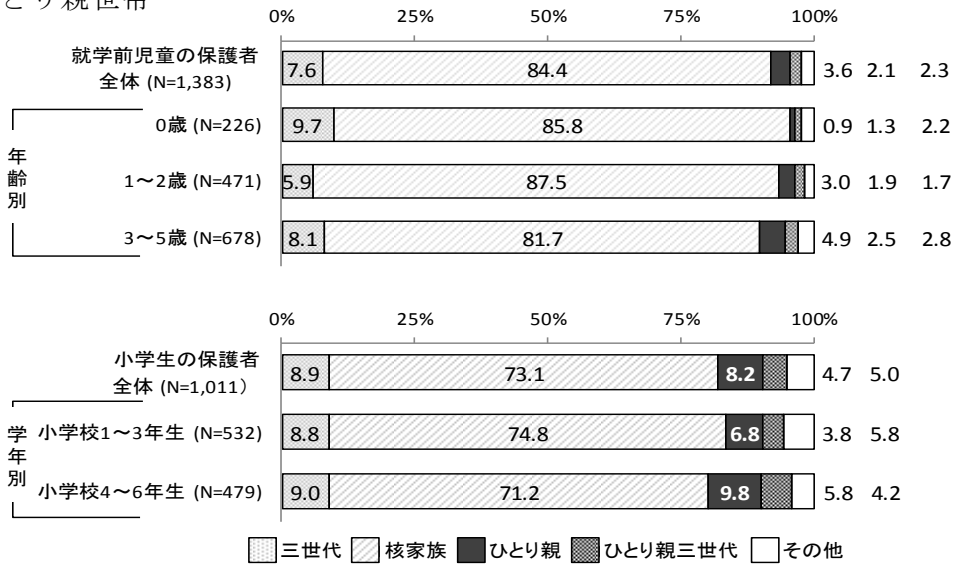
■ 仲間はずれやいじめられたときに思ったこと（中学生・高校生世代）





【保護者】

① ひとり親世帯



(「志免町子ども未来プランー子ども・子育て支援事業計画ー [平成 27 年度～平成 31 年度]」)

② 母親の就労

■ 就学前児童の母親の就労状況

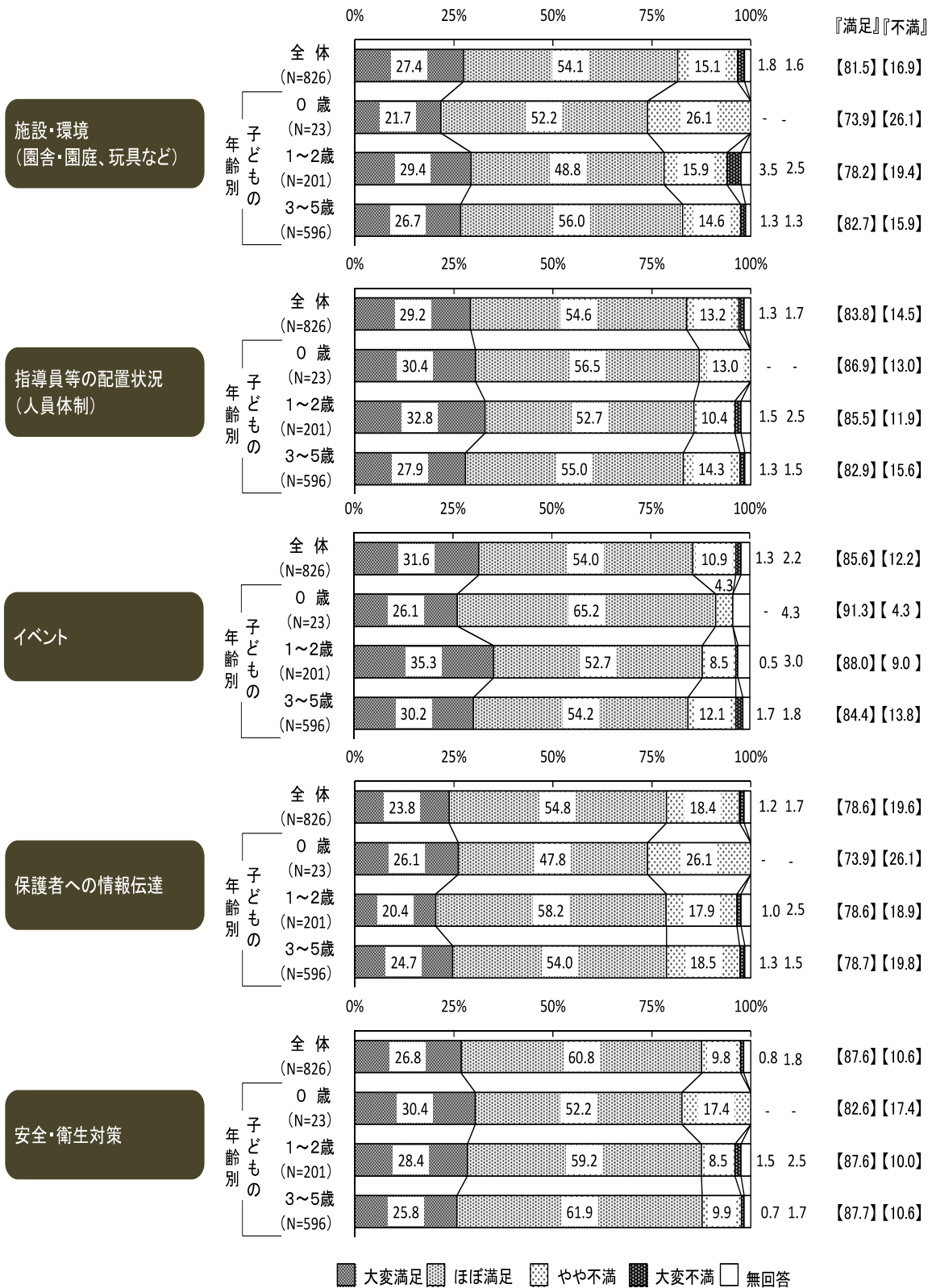
		標本数	フルタイムで就労している	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	フルタイム以外で就労している	フルタイム以外で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	以前は就労していたが、これまで就労したことのない	無回答	【就労している】
全体		1,379 100.0	307 22.3	69 5.0	344 24.9	24 1.7	556 40.3	71 5.1	8 0.6	<b>744</b> <b>53.9</b>
家族構成別	三世代	105	24.8	4.8	23.8	2.9	37.1	6.7	-	<b>56.3</b>
	核家族	1,167	19.8	5.3	25.4	1.7	42.2	5.0	0.6	<b>52.2</b>
	ひとり親	47	57.4	-	23.4	2.1	12.8	2.1	2.1	<b>82.9</b>
	ひとり親三世代	28	57.1	-	25.0	-	10.7	7.1	-	<b>82.1</b>
	その他	32	21.9	6.3	15.6	-	46.9	9.4	-	<b>43.8</b>

■ 小学校児童の母親の就労状況

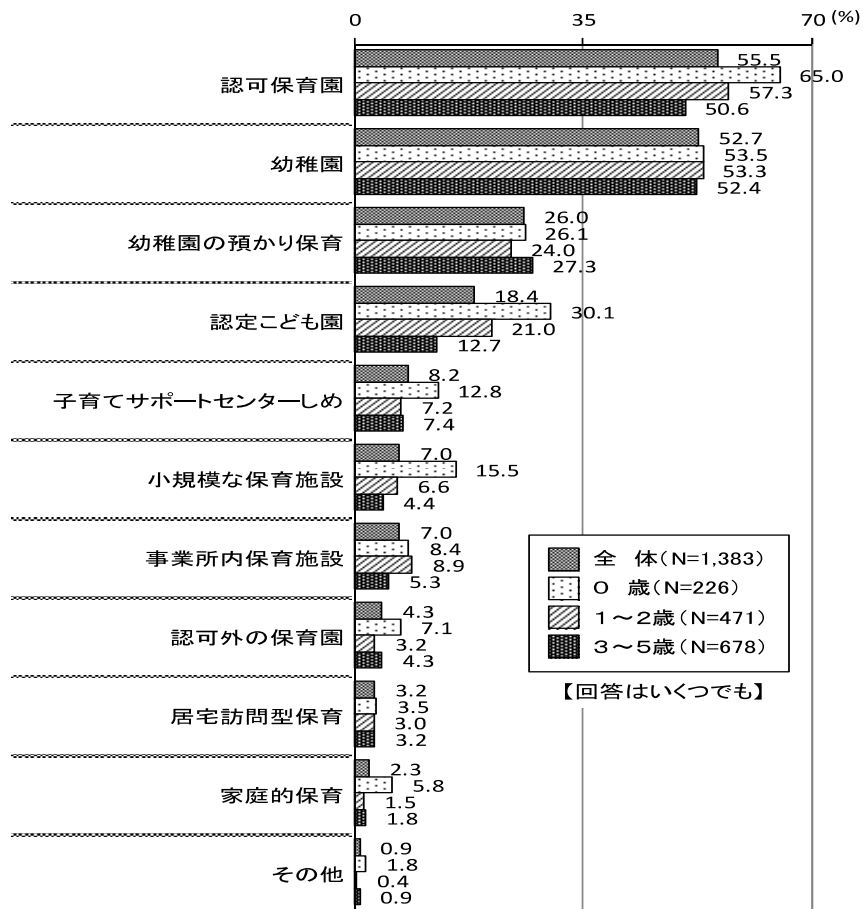
		標本数	フルタイムで就労している	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	フルタイム以外で就労している	フルタイム以外で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	以前は就労していたが、これまで就労したことのない	無回答
全体		998 100.0	260 26.1	2 0.2	461 46.2	4 0.4	210 21.0	48 4.8	13 1.3
家族構成別	三世代	90	26.7	-	52.2	-	20.0	1.1	-
	核家族	739	20.8	0.3	47.8	0.5	23.8	5.7	1.1
	ひとり親	79	62.0	-	26.6	-	11.4	-	-
	ひとり親三世代	39	69.2	-	25.6	-	2.6	2.6	-
	その他	51	11.8	-	58.8	-	11.8	7.8	9.8

③ 平日に定期的にご利用している保育園・幼稚園等の満足度（就学前児童の母親）

■ 保育園・幼稚園等の満足度（就学前児童の保護者）



■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童の保護者）



④ 不定期の教育・保育事業の利用動向（就学前児童の保護者）

■ 不定期の教育・保育事業を利用していない理由（就学前児童の保護者）

理由	標本数	理由											
		特に利用する必要がない	ない利用したい事業が地域にある	地域の事業の質に不安がある	地域が利用可能な時間・日数	地域の事業の利便性	利用料がかかる・高い	利用料がわからない	自分がかかるとかかわらない	等『がわからない』手続き	子どもが行きたがらない	その他	無回答
全体	1,140 100.0	899 78.9	25 2.2	34 3.0	42 3.7	168 14.7	108 9.5	89 7.8	200 17.5	52 4.6	52 4.6	15 1.3	
家族構成別	三世代	90	90.0	1.1	-	-	11.1	5.6	4.4	12.2	-	4.4	-
	核家族	957	79.5	2.1	3.1	4.2	14.2	9.4	7.4	17.3	4.8	4.5	1.1
	ひとり親	43	60.5	-	-	-	30.2	18.6	20.9	30.2	7.0	2.3	4.7
	ひとり親三世代	27	74.1	3.7	3.7	3.7	18.5	7.4	7.4	18.5	7.4	3.7	-
	その他	23	47.8	13.0	13.0	4.3	17.4	13.0	13.0	21.7	4.3	13.0	8.7
子育ての不安や負担別	かなり不安や負担を感じる	137	56.9	5.8	5.1	6.6	28.5	15.3	13.1	29.9	3.6	6.6	2.2
	多少は不安や負担を感じる	581	79.2	2.1	3.4	3.8	15.1	9.3	8.6	18.1	5.2	5.5	1.2
	あまり不安や負担は感じない	226	85.0	1.3	0.9	1.8	11.5	6.6	2.7	11.9	3.1	3.1	1.3
	不安や負担はほとんど感じない	100	87.0	2.0	4.0	2.0	7.0	3.0	6.0	8.0	6.0	3.0	-
	なんともいえない	85	85.9	-	-	3.5	7.1	16.5	10.6	21.2	4.7	-	2.4
無回答	11	81.8	-	9.1	18.2	18.2	9.1	-	9.1	-	9.1	-	

⑥ 子育て環境や支援への満足度

■ 就学前児童の保護者

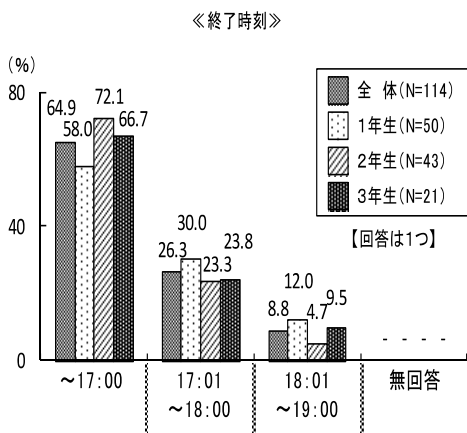
								(%)
		標本数	1	2	3	4	5	無回答
全体		1,383 100.0	126 9.1	380 27.5	627 45.3	215 15.5	23 1.7	12 0.9
家族構成別	三世代	105	3.8	27.6	38.1	28.6	1.9	-
	核家族	1,167	9.3	27.2	46.3	14.6	1.7	0.9
	ひとり親	50	16.0	28.0	42.0	12.0	-	2.0
	ひとり親三世代	29	10.3	34.5	37.9	17.2	-	-
	その他	32	6.3	28.1	46.9	12.5	3.1	3.1

■ 小学校児童の保護者

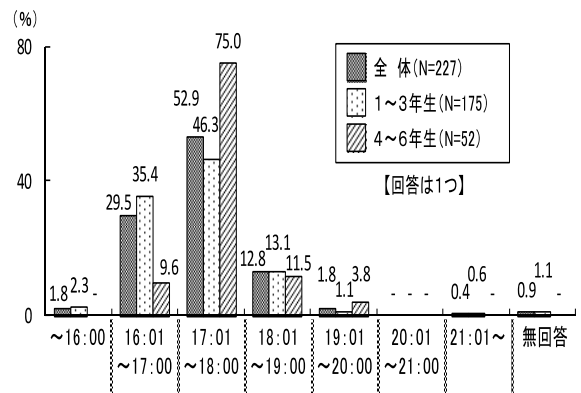
								(%)		
		標本数	1	2	3	4	5	無回答	『低い』	『高い』
全体		1,011 100.0	83 8.2	257 25.4	505 50.0	132 13.1	11 1.1	23 2.3	340 33.6	143 14.2
家族構成別	三世代	90	5.6	17.8	62.2	11.1	1.1	2.2	23.4	12.2
	核家族	739	8.5	25.6	48.6	14.3	0.9	2.0	34.1	15.2
	ひとり親	83	8.4	33.7	48.2	3.6	3.6	2.4	42.1	7.2
	ひとり親三世代	48	8.3	22.9	50.0	14.6	-	4.2	31.2	14.6
	その他	51	7.8	25.5	51.0	11.8	-	3.9	33.3	11.8

⑦ 学童保育所の利用（小学校保護者）

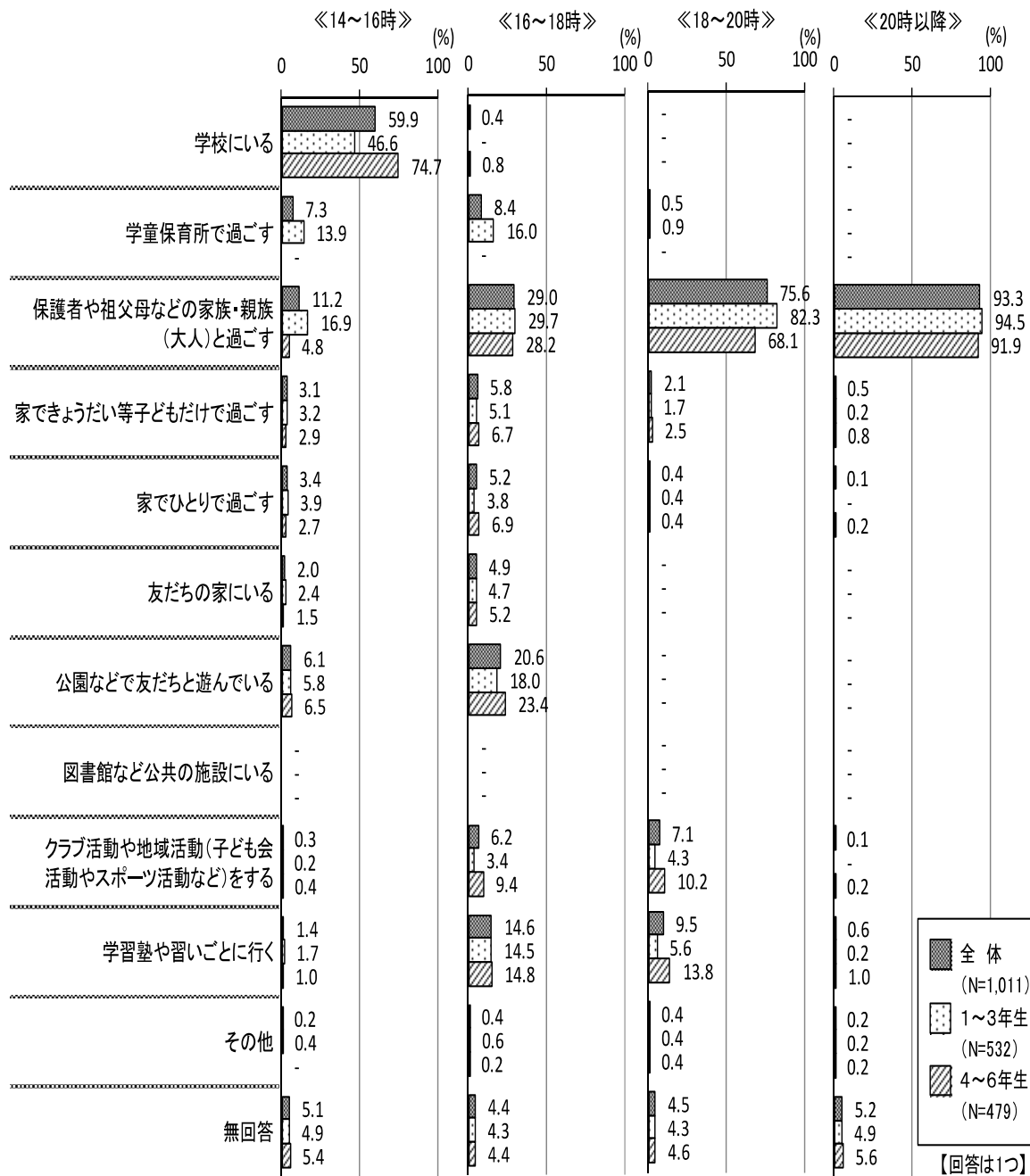
■ 学童保育所の平日の利用時間帯



■ 学童保育所の平日の利用希望時間帯



⑧ 子どもの平日の放課後の過ごし方（小学校児童の保護者）



8 志免東小学校 4 年生の人権学習から見た成果と課題

志免町子どもの権利条例を通じて学ぶ「自分の権利・お友達の権利」実践報告

志免東小学校

- 1、主題名 「知っていますか?自分の権利・お友達の権利」
- 2、ねらい 「志免町子どもの権利条例」を知り、自他の持つ権利を大切にする。
- 3、資料 「志免町子どもの権利条例」(抜粋) 「子どもの権利カード」
- 4、展開

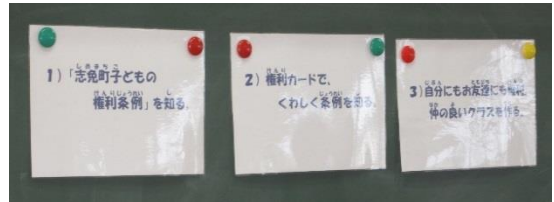
(1) 第1回(平成27年11月25日)

① 授業の趣旨説明と流れの説明

- ・志免町に「子どもの権利条例」があることを教えていただいた。子どもたちは、「権利」という言葉について初めて知り、興味をもっている様子だった。
- ・友達と接するときに「自分の権利」も「友達の権利」も大切にすることができるように、「人権」について学習を進めていくことを確認した。

【2時間の授業の流れ(黒板の掲示物より)】

1. 「志免町子ども権利条例」を知る。
2. 権利カードで、くわしく条例を知る。
3. 自分にもお友だちにも権利。仲の良いクラスを作る。



【板書：学習の流れの掲示物】

② 条例の説明

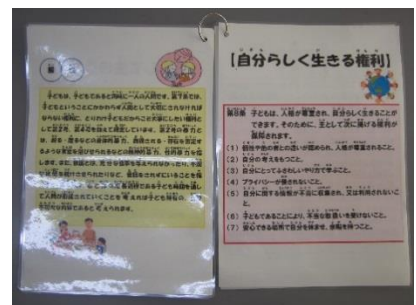
- ・条例の中でも特に子どもに関わる条例である7・8・9条を取り上げ、それぞれの項目をペアで読み合う活動を行った。子どもたちは友達と一緒に真剣に読んでいた。
- ・条例の内容を理解することができるように、言葉の意味が分からないものについては子どもたちから質問を受け、解説をしていた。また、難しい内容については、具体的な例についての説明を聞いた。



【条例を読む子ども】



【条例の説明の様子】



【条例を読む活動に使用した条例カード】

③ 権利カードの紹介・内容について

- ・権利カードは、「誰にでも権利条例をより分かりやすく知ってもらうために作られた」ということを知った。子どもたちは、「みんなに、権利について理解してほしい」という願いのもとにカードが作られたことを知って、権利の大切さを感じていた。



【権利カードの説明の様子】



【権利カードを選ぶ子ども】

- ・1班に1セット人権カードを配布し、それぞれのカードの言葉を読み合う活動を行った。
- ・人権カードの中から、自分が好きな言葉のカードを1枚選ぶ活動を通して、子どもたちは、「自分の権利」や「友達の権利」を大切にしていきたいという思いを高めることができた。

## (2) 第2回(平成27年11月26日)

### ① 前時のふり返りと本時の流れの説明

・前時の学習内容を振り返り、一人ひとりがもつ権利を大切にするために「権利条例」ができたことや「権利カード」が作られたことを教えていただいた。



【権利カードと合う条例を発表する子ども】

### ② 権利カードと条例の照らし合わせ

・前時に一人一枚選んだ権利カードの言葉が、権利条例の条文・項目のどれと関係があるかを確認する活動を行った。子どもたちたちは、権利条例の内容をより深く理解することができた。

### ③ 権利侵害時の対応について

・役割演技を通して、どんなことが権利侵害にあたるのかを知った。子どもたちは真剣な表情で役割演技を見て、友達がいやな気持ちになっていると感じ取ることができた。その後に、子どもたちがBさんの役になり、どんな言葉をAさんにかけてよかったのかを話し合う活動を行った。何がいやなのかを相手に的確に伝える言葉を考えることができた。



【権利侵害の例を紹介する役割演技】

#### 【役割演技の内容】

AさんとBさんは友達です。

Aさん：「昨日のテレビ見た？今日もあるから見てよ！」  
(肩を叩きながら、強い言い方をする。)

Bさん：何も言えずに後ずさりをする。

#### 【Bさんの言葉を話し合う子どもたちの発言】

- ・肩を叩いたら、痛いからやめてほしいんだけど
- ・そんなに強い言い方しないでほしいな。テレビは見れたら見るね。



【Bさんの役を演じる子ども】

### ④ 学習の振り返りとまとめ

・「誰もが権利をもっていること」「自他の権利を大切にすることは、友達を思いやる気持ちにつながること」についての話を聞き、本時のまとめをした。

## 5、児童の感想

・最初は「権利ってなんだろう」と思っていました。でも、今回の学習のおかげで知ることができました。いろいろな「権利」があるんだなと思いました。これからも、自分や友達の権利を大切にしていきたいです。

・権利カードは「けんかしても ごめんねって すぐ仲直り」を選びました。これは、私にとって大事な言葉だと思います。自分や友達を大切にしたいとあらためて思いました。今でもとっても仲のよいクラスですが、この2時間の授業を終えて、もっともっと仲の良いクラスにしていきたいなと思いました。

## 9 条約第 44 条に基づき締約国から提出された報告の審査 最終見解：日本（抄）

（国連子どもの権利委員会：2010 年 6 月）

19. 委員会は締約国の社会支出が OECD 平均より低いこと、貧困が最近の経済危機以前から既に増加しており、現在、貧困が人口の約 15%に達していること、また、児童の為の補助金と、児童の福祉及び発達の為の手当が一貫して整備されていないことに対する深い懸念を表明する。委員会は、新しい手当制度及び高校の無償化に関する法律を歓迎するが、国及び地方自治体予算における児童のための予算割当が明確でないため、児童の生活に与える影響という観点から支出を検証し評価することが不可能となっていることに引き続き懸念を有する。
66. 対話を通じて、委員会は、全ての子どもを対象とする子ども手当制度が 2010 年 4 月から施行された旨の情報を提供されたが、この新たな措置が、現行の生活保護法及びひとり親世帯、特に母親が世帯主であるひとり親世帯を対象とした支援等の措置と比較し、15%の貧困率を下げる上で、より有効であるかについて評価するデータがない。委員会は、財政経済政策（労働の規制緩和や民営化戦略等）が、賃金削減、女性と男性の賃金格差及び児童の養護・教育支出の増加により、親、特にシングルマザーに影響を与えていることを懸念する。
70. 委員会は、日本の教育制度において極めて質の高い教育が行われていることは認識するが、学校や大学への入学のために競争する児童の人数が減少しているにもかかわらず、過度の競争に関する苦情が増加し続けていることに懸念をもって留意する。委員会はまた、高度に競争的な学校環境が、就学年齢にある児童の間で、いじめ、精神障害、不登校、中途退学、自殺を助長している可能性があることを懸念する。
71. 委員会は、締約国が、質の高い教育と児童を中心に考えた能力の育成を組み合わせること、及び極端に競争的な環境による悪影響を回避することを目的とし、学校及び教育制度を見直すことを勧告する。この関連で締約国には教育の目的に関する委員会の一般的意見 No.1(2001)を考慮するよう<sup>しょうよう</sup>懇願する。委員会はまた、締約国が同級生の間でのいじめと闘う努力を強化し、及びそのような措置の策定に児童の視点を反映させるよう勧告する。
76. 委員会は、締約国に対し、休息、余暇及び文化的活動に関する児童の権利を想起させるとともに、締約国が、公共の場所、学校、児童関連施設及び家庭における児童の遊びの時間及びその他の自主的活動を促進し、進展させる取組を支援するよう勧告する。



## 10 委員会資料

### (1) 第4回委員会資料：子育て支援事業（未就学の施策）一覧（子育て支援課分）

	事業名	事業内容	参加者数等									
1	子育て広場	平成 11 年度より在宅の親子を対象に毎月、第 2 木曜日の午前 10:00~11:30 までシーメイト（年 3 回町民体育館使用）で実施。	（参加世帯数）延べ 23 年度 505 世帯／年 24 年度 579 世帯／年 25 年度 559 世帯／年									
2	子育てサポートセンターしめ	平成 13 年 3 月より、仕事と育児の両立を支援する為に「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育ての手助けをしたい人」との有償で相互援助活動を行う会員組織です。 （場 所）シーメイト内 （開設時間）月～土曜日 8:30~17:00	会員数（平成 25 年度） お願い会員 263 人 まかせて会員 67 人 どちらも会員 95 人 計 425 人  援助活動回数（平成 25 年度） 延べ 450									
3	子育てほっとライン	平成 13 年 4 月より、子育てに悩んでいる人を支援する為、専門の相談員を配置して「子育てに関する相談」「面談による相談」を実施。 （場 所）シーメイト内 （時 間）火・木曜日の 9:00~16:00 （直通電話）937-0232	相談件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>面接</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>71 件</td> <td>11 件</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>56 件</td> <td>12 件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	面接	電話	24	71 件	11 件	25	56 件	12 件
年度	面接	電話										
24	71 件	11 件										
25	56 件	12 件										
4	子育て支援団体活動支援	「志免町子育てネットワーク補助金」は子育て支援情報誌作成や講演会・イベント等の事業開催に対し、年間 20 万円を限度として交付している。	平成 25 年度 志免町子育てネットワーク （参加サークル数は 10）									
5	ブックスタート事業	平成 14 年度より実施。 『10 ヶ月赤ちゃん相談日』に参加される親子へ、住民ボランティアや町民図書館の協力による絵本の読み聞かせを行い、絵本 1 冊と子育てに関する情報チラシ等を配布する事業。	本を受け取った人数 24 年度 527 人 25 年度 458 人									
6	届出保育施設一時預かり助成事業	平成 12 年より実施。一時的に児童の家庭での保育が困難となる町内の保護者が指定届出保育施設（4 施設）における一時預りを利用する場合、登録者に対し 1 日 8 時間かつ週 3 日を限度に 1 時間あたり 200 円を補助する。補助の対象となる理由及び日数に制限を設けている。	25 年度利用状況 登録者数 247 人 利用者数（延べ）945 人									

	事業名	事業内容	参加者数等
7	保育園の開放	平成 10 年度より在宅の親子を対象に保育園の開放を各町立保育園で実施。 (水遊び・お店屋さんごっこ・観劇会等)	1 回に 1 園 約 30 名参加 24 年度は、東 13 回、 志免 8 回、亀山 10 回、 南 9 回)
8	障害児保育事業	平成 5 年度より各町立保育園で実施。	
9	延長保育事業	平成 12 年 6 月より町内保育園で実施。 ・ 平日、土曜日 18:00~19:00	
10	2 人目以降の 保育料一部免除	平成 14 年度より実施。 町内の認可保育園や幼稚園に 2 人以上のお子さんを預けている家庭に対し、保育料の一部を免除。	
11	病後児保育事業	平成 14 年度より実施。 病気回復期であり、集団保育等ができない保育園や在宅の幼児を預かる事業。 使用料 1,700 円 (1 日) 1,000 円 (半日)	
12	子どもの権利相談・ 救済事業	「子どもの権利相談室」を志免町総合福祉施設(シーメイト)内に設置し、火・木曜日は 13 時~19 時、土曜日は 10 時~17 時に、来室・電話による相談を受け付けている。 相談員 3 名のうち常時 2 名が相談を受け付け、志免町在住の 18 歳未満の子どもに関わることなら誰でも無料で相談可能。 子どもの権利侵害が疑われる場合、子どもの権利救済委員 3 名(委嘱)が相談を受け、必要に応じて調査し、人間関係の調整や是正要請等を行う。	平成 25 年度「子どもの権利相談室」に寄せられた相談は、65 件と前年度より 22 件増加しました。その内、新規の相談は 25 件でした。申立て件数は 1 件でした。子どもに対する虐待相談・虐待通報は随時受けています。他課、関係機関との連携をとり、継続的な指導、援助等を支援する体制の充実に努めています。
13	子どもの権利委員会 運営事業	子どもの権利委員 9 名(委嘱)が、町が子どもの権利条例に基づいて施策を進め、子どもの権利保障に努めているかを調査(ヒアリング、アンケート、訪問等)し、その結果をもとに評価、検証する。3 年を 1 期として活動しており、約 2 ヶ月に 1 度、委員会を開催。また、「子どもの権利委員会だより」の広報誌不定期連載(委員に原稿作成依頼)をしており、委員の意識向上と共に町民への啓発を行っている。	

	事業名	事業内容	参加者数等
14	子どもの権利条例 啓発事業	平成19年度に施行された「志免町子どもの権利条例」の周知・啓発を行い、子どもの権利保障への理解を広めていく。 広報啓発物の作成・配布・管理、職員研修、広報誌掲載などの町民への啓発を行う。	
15	要保護児童 対策事業	○志免町要保護児童対策地域協議会 (平成25年9月26日施行) 活動内容：被虐待児童についての情報交換、児童虐待の発見からサポートに至るまでの対応、児童虐待に関する地域社会への啓発活動、その他児童虐待の防止に関すること。構成員：児童相談所、保健福祉事務所、警察署、医師、弁護士、民生委員、人権擁護委員、町内連合会、商工会、保育園（町立・私立）、私立幼稚園4園、小学校、中学校、PTA、関係各課。※志免町児童虐待の防止等に関する条例（平成17年9月28日） ○志免町要保護児童対策地域協議会庁内連絡会会議（平成25年4月～） 毎月1回児童相談所、子育て支援課、教育相談室、健康課、福祉課にて、個別ケースについて情報交換	
16	ノーバディーズ・ パーフェクト・ プログラム事業	参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合いながら、必要に応じてテキストを参照し、自分に合う子育ての仕方を学び、子育てについて安心して語り合う場を提供する。生涯学習館研修室等において10時～12時、全9回（事前インタビュー含む）を年2回開催している。0歳から5歳までの子を持つ親（定員14名）を対象に実施している。企画・運営はNPジャパン公認ファシリテーターを講師に迎え、開催している。	参加保護者数 24年度 23人 25年度 10人

このほか住民課の事業として、乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、健康課の事業として、乳幼児虐待防止対策事業、マタニティ教室開催事業、育児支援教室開催事業、親子食育講座事業、離乳食づくり教室開催事業、子どもの発育支援事業、子ども任意予防接種事業、子ども予防接種事業、乳幼児健診・相談事業、妊婦健診事業、福祉課の事業として、げんきはうす（障害児支援施設）運営事業、児童デイサービス事業所支援事業、障害児相談事業、発達障害児等教育継続支援事業 があります。

(2) 第13回委員会資料：貧困の問題について

平成27年12月14日 子どもの権利委員会資料（子育て支援課）

【貧困の問題について】

●国・県の状況

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年6月26日法律第64号）…別紙
- ・子どもの貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）…別紙
- ・福岡県子どもの貧困対策推進計画（案）  
（パブリックコメント：平成27年11月16日～平成27年12月15日まで）
- ・福岡県子どもの貧困「相談所」（仮称）を平成28年度以降に創設する構想  
県内に数か所。福祉、教育、労働、住宅などの多分野にわたる。ワンストップ窓口。

・国民生活基礎調査

日本の相対的貧困率は、平成18年度時点で15.7%、平成24年度時点で16.1%

日本の子どもの相対的貧困率は、平成24年度時点で16.3%、6人に1人

子どもがいる現役世帯のうち、大人が2人の世帯の貧困率は12.4%に比べ、

大人が1人の世帯の貧困率は54.6%と非常に高い  
（ひとり親家庭）

・生活保護の状況

生活保護世帯数等

志免町平成27年12月1日現在で、受給者数は、1,118人、保護率は、2.5%

17歳以下の子どもの数は204人、保護率は2.3%

福岡県全体の平成26年度平均で、受給者数は、132,028人、保護率2.6%

平成26年7月時点で、17歳以下の子どもの数は、17,893人、保護率2.2%

\* 志免町は県平均と同水準であるといえます。

●市町村の実態調査状況

- ・東京都足立区が実態調査…別紙

区立小学校全69校の1年生計約5,300人を対象に「子どもの健康・生活実態調査」を7月に始めた。回答率（目標6割であった）が8割以上であったと発表。

対策の効果を調べるため、今回の小学1年生が同2、4、6年生、中学2年生になった時も同様の調査を実施する予定。

●志免町の支援

○ 就学援助 学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条及び第40条の規定に基づき、志免町立の小中学校に在学する児童生徒、及び志免町に居住している他市町村小中学

校在校児童生徒のうち、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度\*に困窮していると認められる者で、経済的理由によって校納金等の納付が難しく、就学困難な児童の保護者に対し、校納金の一部を援助する。

\* 志免町では生活保護基準の1.3倍以内の方（粕屋地区で1.3倍に統一）

志免町就学援助者数平成26年度 児童数377人、12.2%、生徒数259人、20.7%

○幼稚園就園奨励費（生活保護世帯・市町村民税非課税世帯等の補助額が大きい）

・平成26年度 第1子466人 第2子375人 第3子以降39人 計880人

○児童手当（児童を養育している人を対象、所得制限限度額あり）

・平成26年度 給付 延べ92,722人⇒概算  $1/12 = 7,726$ 人

○児童扶養手当（低所得のひとり親家庭を対象とした社会保障である）

・平成25年度8月 受給者数 611人 児童数1,051人

・平成26年度8月 受給者数 619人 児童数1,079人

・平成27年度8月 受給者数 607人 児童数1,077人

○特別児童扶養手当（障害を有する児童を養育している人を対象）

・平成25年度8月 受給者数 84人 児童数86人

・平成26年度8月 受給者数 93人 児童数95人

・平成27年度8月 受給者数 91人 児童数93人

○乳幼児医療助成（負担軽減をしている）

・平成26年度 乳幼児医療受給資格者数 3,700人

子ども医療受給資格者数 2,610人

○ひとり親家庭等医療費助成（負担軽減をしている）

・平成26年度 ひとり親家庭等医療証取得者数 1,191人

○重度障害者医療費助成（負担軽減をしている）

・平成26年度 重度障害者医療証交付件数 773人

○保育料（世帯の状況及び住民税の状況により負担軽減をしている）

（生活保護世帯=0円、一人親世帯・在宅障害児のいる世帯で市町村民税非課税世帯=0円）

・平成26年度の対象者（児童） 生保：23人＋非課税：78人＝101人

入所児童1,015人の約10%

志免町社会福祉協議会

○臨時食料品等給付事業を、平成26年7月から実施。 …別紙

家庭環境やリストラなどの事情により経済的に困窮し食事の確保が難しい世帯を対象に、自立の目途がある場合（年金や生活保護費給付までの期間）に、米、缶詰等の現物を給付する。給付する食品等は企業に募集をかけて確保する。

(3) 第16回委員会資料：取り組むべき4つの視点シート

第3期子どもの権利委員会

① 下記それぞれの件について、今後どのような取り組み・支援・事業が必要か？町、家庭、地域、学校それぞれの立場に分けてお考えをお書きください。

	コミュニケーション能力の低下・貧弱さ	学校の先生をサポートする専門家	中学校卒業後のサポート	子どもの居場所
町				
地域				
家庭				
学校				

② ①であげられたこと以外に、残された課題・問題点は何か？

--